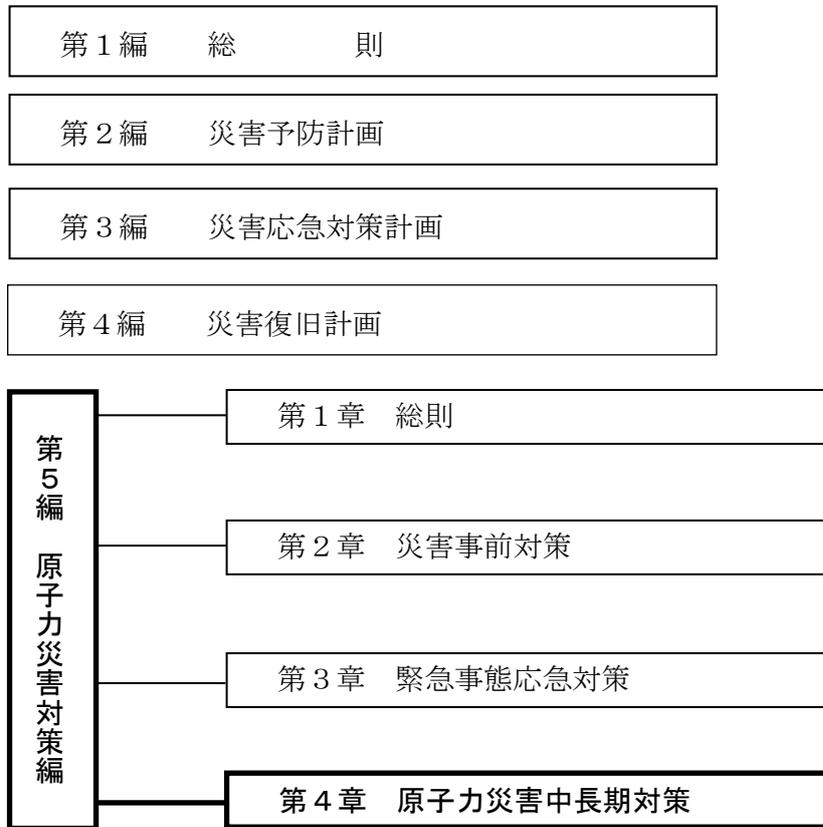


第4章 原子力災害中長期対策

章の体系



第1節	基本方針	原-59
第2節	放射性物質による環境汚染への対処	原-59
第3節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	原-59
第4節	影響調査の実施等	原-59
第5節	被災者等の生活再建等の支援	原-60
第6節	風評被害等の影響の軽減	原-60
第7節	心身の健康相談体制の整備	原-60
第8節	各種制限措置の解除	原-60
第9節	復旧・復興事業からの暴力団排除.....	原-61

第1節 基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、その他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、県が原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリングの実施および結果の公表に協力する。

第4節 影響調査の実施等

第1 災害地域住民の記録

町は、屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、あらかじめ定められた様式により記録する。

第2 影響調査の実施

町は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

第3 災害対策措置状況等の記録

町は、影響状況図、応急対策措置、事後対策措置を記録しておく。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

- ①町は国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- ②町は国および県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- ③町は県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第6節 風評被害等の影響の軽減

町は、国および県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第7節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国および県とともに、居住者等に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第8節 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言および指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第9節 復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、県警察と協力して、復旧・復興事業への参入・介入等に関する情報収集と動向把握を強化し、関係行政機関、関係業界団体等に必要な働きかけを行うとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

また、受注者、下請業者等を把握し、滋賀県暴力団排除条例等に基づき暴力団排除のための措置の徹底を図るものとする。